

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3-1 河川整備の基本理念

吉野川では、明治40年（1907年）に第一期改修工事として本格的治水事業に着手して以来約110年、また、旧吉野川では昭和42年（1967年）に徳島県による中小河川改修事業に着手して以来約50年が経過した。この間継続して、水害の軽減等を目的とした治水事業を推進してきたが、いまだ川沿いには、かなりの延長の無堤地区*が残り、洪水や高潮の発生に伴う水害が後を絶たない。また、堤防整備など治水事業の進展に伴い、内水（河川に排水できずに氾濫した水）氾濫*による水害や浸透*・侵食*への対応、さらには河川管理施設*の老朽化や洪水調節容量の不足等への対応も必要となっている。加えて大規模地震や津波、集中豪雨による災害の発生も危惧されており、吉野川では現状においても治水に関する課題が山積している。また、利水面については、早明浦ダムや銅山川ダム群において渇水が頻発している状況にある。

一方、環境面では、吉野川の流れは、雄大で、川沿いの竹林やレキ河原*など吉野川らしさを代表する自然景観が現在も残り、豊かな自然環境を育んできた。しかし、昭和50年代後半以降、河道内では急速にヤナギ類の群落が発達し、水際部が急勾配となり、レキ河原を減少させている。近年では、シナダレスズメガヤなど外来生物*（植物）が侵入し、河川環境の多様性を喪失させている。

また、吉野川の河川敷*や水際は、住民の憩いの場やさまざまな活動の場として利用されている。岩津上流には、水害防備林*として植林され、過去には和傘等の地域産業を支える資材の供給源として大切に管理されてきた竹林等も存在する。

これらの吉野川及び旧吉野川・今切川の現状・特徴・課題等を踏まえ、以下の3つを基本理念として、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ治水、利水、環境に関する施策を効果的かつ総合的に展開する。このとき、河道区間毎に存在する治水、利水あるいは環境に係る課題を解決するにあたっては、他の分野への影響を十分に配慮しながら調和のとれた施策を実施する。

吉野川及び旧吉野川・今切川における河川整備の基本理念

○安全で安心できる吉野川の実現

上下流の治水安全度のバランスを考慮しつつ、洪水、内水（河川に排水できずに氾濫した水）被害、高潮、地震等のさまざまな水害から川沿いの地域住民の人命と財産を守り、人々が安全で安心して暮らせる地域を早期に実現することを目的とする。このため、基本方針で定めた目標に向け、関係機関と連携しつつ段階的に整備を進めることとして、各種の治水対策を展開し推進するとともに、既設の河川管理施設^{*}の機能維持と向上を図り、さらに管理を高度化するための施策を講ずる。また、渇水被害の少ない安心できる川づくりを目指す。

○河川本来の自然環境を有する吉野川の再生

吉野川に残る良好な自然環境や景観を保全するとともに、近年失われつつある吉野川が本来有するレキ河原^{*}や水際のなだらかな連續性（エコトーン^{*}）、清らかな吉野川の流水など自然環境の再生を図るための施策を展開する。

○地域の自然・景観・社会環境に調和し個性ある吉野川の創造

地域の自然環境と景観や社会環境に調和した河川空間を創出し、流域住民の積極的な自然体験活動や環境学習等の利用を促進するための施策を展開する。

3-2 河川整備計画の対象区間

本整備計画は、河川管理者^{*}である四国地方整備局長が河川法第16条の2に基づき、表－3.2.1及び図－3.2.1に示す吉野川水系^{*}の国管理区間^{*}（大臣管理区間）を対象に定めるものである。（但し、「抜本的な第十堰の対策のあり方」を除く）

表－3.2.1(1) 計画対象区間（河川）

河川名等		上流端	下流端	延長
①	吉野川	右岸：徳島県三好市池田町西山 字シマ999番の2地先	河口	77.69km
		左岸：徳島県三好市池田町西山 字穴漬4187番の3地先	河口	
②	旧吉野川	右岸：吉野川からの分派点	河口	24.80km
		左岸：吉野川からの分派点	河口	
③	今切川	右岸：旧吉野川からの分派点	河口	11.65km
		左岸：旧吉野川からの分派点	河口	
④	鍋川	右岸：徳島県板野郡松茂町広島 字丸須50番地先	右岸：徳島県板野郡松茂町広島 字丸須50番地先	0.10km
		左岸：徳島県板野郡松茂町広島 字北ノ川33番の3地先	左岸：徳島県板野郡松茂町広島 字北ノ川29番の1地先	
⑤	ほたる川	右岸：徳島県吉野川市山川町中須賀 地先の上流橋を示す標柱	吉野川との合流点	0.20km
		左岸：徳島県吉野川市山川町中須賀 地先の上流橋を示す標柱	吉野川との合流点	
	合計			114.44km

* : 用語集参照

表-3.2.1(2) 計画対象区間（ダム）

ダム名	河川名等	上流端	下流端	延長
⑥ 早明浦ダム	吉野川	右岸:高知県土佐郡大川村上小南川 字川口307番の6地先	右岸:高知県土佐郡土佐町田井 字スサキ6206番地先	22.20km
		左岸:高知県土佐郡大川村井の川 字葛橋217番の6地先	左岸:高知県長岡郡本山村吉野 字小倉山250番の3地先	
	[左支川] 大北川	右岸:高知県土佐郡大川村高野 字トヲノ谷219番地先	右岸:吉野川との合流点	2.10km
		左岸:高知県土佐郡大川村大北川 字中尾391番地先	左岸:吉野川との合流点	
	[左支川] 下川川	右岸:高知県土佐郡土佐町下川 字冬の谷5番の1地先	右岸:吉野川との合流点	1.30km
		左岸:高知県土佐郡土佐町井尻 字カギノヲ134番の8地先	左岸:吉野川との合流点	
	[右支川] 瀬戸川	右岸:高知県土佐郡土佐町南川 字古城528番の5地先	右岸:吉野川との合流点	3.60km
		左岸:高知県土佐郡土佐町南川 字小平1928番の口地先	左岸:吉野川との合流点	
小計				29.20km
⑦ 富郷ダム	銅山川	右岸:愛媛県新居浜市別子山字 竹ヶ市乙2番地先	右岸:愛媛県四国中央市富郷町津根山 字藤原106番地先	7.20km
		左岸:愛媛県新居浜市別子山字 成ル乙304番の1地先	左岸:愛媛県四国中央市富郷町津根山 字耕地廻り乙381番の8地先	
	[右支川] 葛川	右岸:愛媛県四国中央市富郷町 津根山宇船形乙189番の7地先	右岸:銅山川との合流点	1.20km
		左岸:愛媛県四国中央市富郷町 津根山宇城師山乙197番の106地先	左岸:銅山川との合流点	
	小計			
⑧ 柳瀬ダム	銅山川	右岸:愛媛県四国中央市富郷町 寒川山字杉成425番地先	右岸:愛媛県四国中央市金砂町小川山 字古野向道下乙2232番地先	9.71km
		左岸:愛媛県四国中央市富郷町 上長瀬351番地先	左岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山字古野1237番地先	
	[右支川] 上小川	右岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山2263番の1地先	右岸:銅山川との合流点	1.07km
		左岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山2178番の1地先	左岸:銅山川との合流点	
	小計			
⑨ 新宮ダム	銅山川	右岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山字羽瀬乙1566番地先	右岸:愛媛県四国中央市新宮町大字 新宮宇宮川甲31番地先	9.13km
		左岸:愛媛県四国中央市金砂町小川山 字ヒノジ乙466番の1地先	左岸:愛媛県四国中央市新宮町大字 新宮字長サコ乙36番の2地先	
	[右支川] 中ノ川	右岸:愛媛県四国中央市新宮町大字 馬立字甲斐野宮丙2164番地の3地先	右岸:銅山川との合流点	1.20km
		左岸:愛媛県四国中央市金砂町 小川山字甲斐野宮乙1390番地先	左岸:銅山川との合流点	
	小計			
⑩ 池田ダム	吉野川	右岸:徳島県三好市池田町川崎 字浪合27番地先	右岸:徳島県三好市池田町西山 字シマ999番の2地先	10.42km
		左岸:徳島県三好市山城町下川 字中192番の1地先	左岸:徳島県三好市池田町西山 字穴濱4187番の3地先	
	[左支川] 馬路川	右岸:徳島県三好市池田町白地 字井ノ久保1495番の1地先	右岸:吉野川との合流点	0.65km
		左岸:徳島県三好市池田町白地 字井ノ久保1628番地先	左岸:吉野川との合流点	
	[右支川] 祖谷川	右岸:徳島県三好市池田町大利 字為成44番地先	右岸:吉野川との合流点	0.13km
		左岸:徳島県三好市池田町川崎 字宮ノ前130番地先	左岸:吉野川との合流点	
	[右支川] 漆川	右岸:徳島県三好市池田町漆川 字漆川橋ノ向5137番の6地先	右岸:吉野川との合流点	0.18km
		左岸:徳島県三好市池田町大利 字出合4番の1地先	左岸:吉野川との合流点	
小計				11.38km
	合計			70.09km

* : 用語集参照

3. 河川整備計画の目標に関する事項

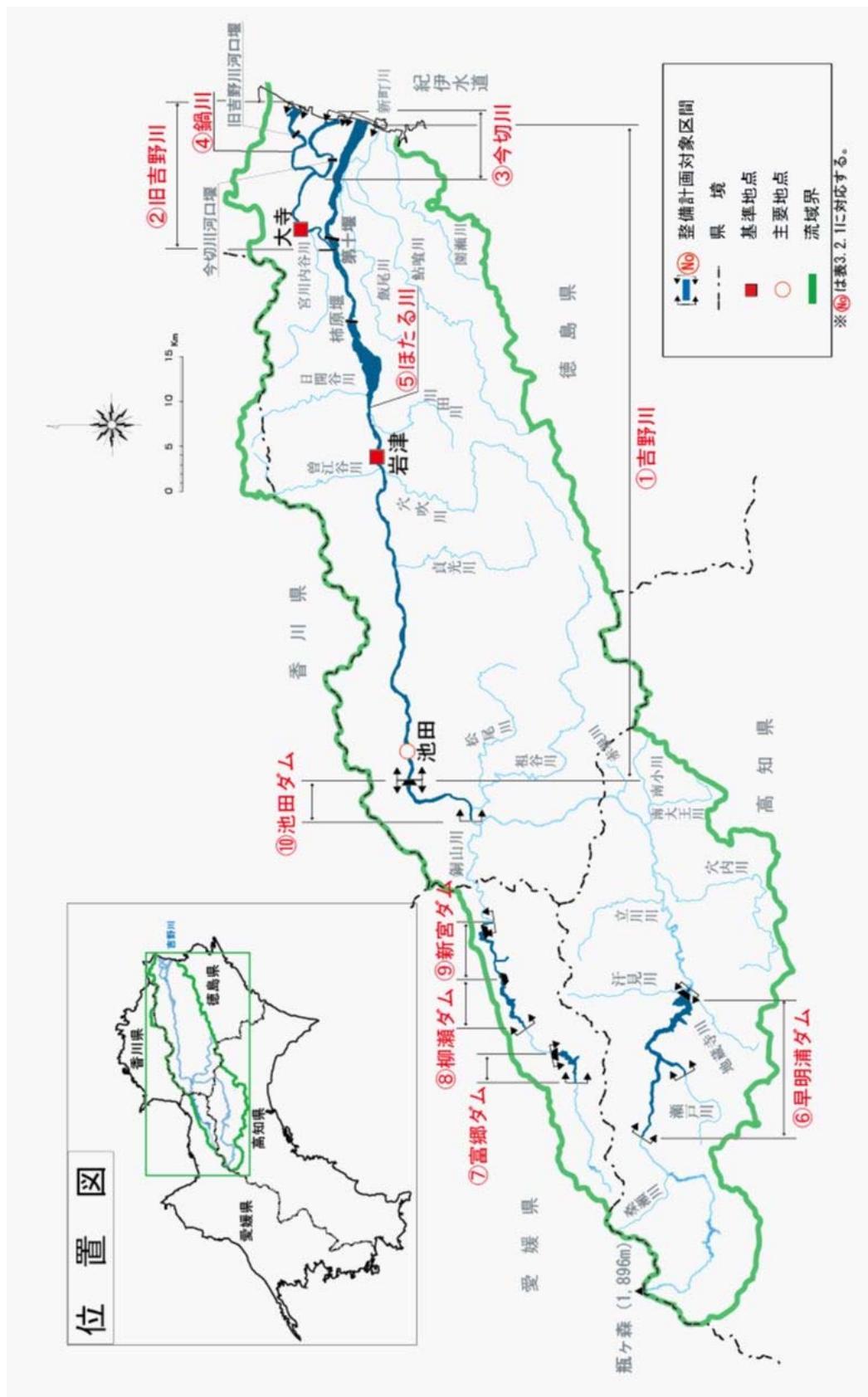


図-3.2.1 河川整備計画対象区間

3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、吉野川水系*河川整備基本方針に基づき、吉野川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね20年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、新たな課題や目標流量を超える洪水の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3-4 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

(1) 吉野川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

吉野川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点岩津において、基本高水のピーク流量24,000m³/sとし、このうち既設ダム及び流域内の洪水調節施設により6,000m³/sを調整して、河道*の配分流量を18,000m³/sと定められているが、その目標を達成するには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね20年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大流量を記録し、甚大な浸水被害を発生させた平成16年10月の台風23号と同規模の洪水に対し、吉野川の氾濫による浸水被害を防止することを目標とした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、岩津地点で19,400m³/sとし、このうち既設ダムにより2,800m³/sを調節して、河道への配分流量を16,600m³/sとする。この流量を安全に流下*させるため、河川整備基本方針に沿い無堤地区*の築堤・掘削等の事業を行い、吉野川の氾濫による浸水被害を防止する。

表-3.4.1 河川整備において目標とする流量

河川名	地点名	目標流量	既設ダムによる 洪水調節流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)	備考
吉野川	岩津	19,400m ³ /s	2,800m ³ /s	16,600m ³ /s	基準地点

[単位 m³/s]

図-3.4.1 河道整備流量配分図

* : 用語集参照

3. 河川整備計画の目標に関する事項

2) 堤防整備済区間における浸透・侵食への対応

堤防整備済区間において、河川水等の浸透*に対して著しく安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた所要の堤防強化を実施することにより、堤防の決壊*など重大災害の発生を防止する。

堤防整備済区間において、河川水等の侵食のリスクが高い区間については、危険性の解消に向けた所要の堤防強化に加えて、樹木伐採や河道掘削等を実施することにより、堤防の決壊など重大災害の発生を防止する。

3) 内水被害への対応

内水（河川に排水できずに氾濫した水）氾濫*被害への対応としては、家屋浸水被害が著しい地区を対象に必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域*からの流出抑制や低地への家屋進出の抑制等が必要であるため、ハザードマップ*の公表、水害展による啓発活動等のソフト対策*を関係地方公共団体と連携して積極的に行う。既設排水ポンプ場*や排水門*等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

4) 大規模地震・津波等への対応

津波対策については、二つのレベルの津波を想定することとしており、一つは、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす津波で、「最大クラスの津波」と称している。もう一つは、河川管理施設等の整備を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、「計画津波」と称している。

吉野川においては、当該地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動（レベル2地震動）に対して堤防*や水門等の河川管理施設に必要な機能を確保し、計画津波に対して、海岸等における防御と一体となって浸水被害の防止を図る。

なお、最大クラスの津波に対しては、施設対応を超過する事象として扱い、津波防災まちづくり等と一体となって減災を目指し、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する。

5) 気候変動への対応

施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とし、施設の運用、構造、整備手順等の工夫を図るとともに、想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関と連携して、円滑かつ迅速な避難の促進、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図る。これらハード対策とソフト対策*を一体的、計画的に推進することにより、想定される最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努める。

* : 用語集参照

6) ダム管理における対応

上流ダム群においては、関係機関と連携し、効率的なダム管理に努めるとともに、施設の適切な維持管理を実施する。また、早明浦ダムでは洪水調節機能の向上を図る一方、柳瀬ダムでは放流能力の向上及び堆砂除去・**地すべり対策等**により治水・利水機能の**維持**を図る。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

(2) 旧吉野川

1) 求濫被害軽減に向けた対応

旧吉野川・今切川における治水対策の目標は、河川整備基本方針では、基準地点大寺において、基本高水のピーク流量及び河道*の配分流量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ と定められているが、その目標を達成するには、長期間を要する。そこで、段階的に整備を実施することとし、今後、概ね20年間に実施する河川整備の内容を定める本整備計画では、戦後最大規模の昭和50年8月台風6号と同規模の洪水や昭和36年9月第二室戸台風と同規模の高潮に対し、旧吉野川・今切川の求濫による浸水被害を軽減することとした整備を実施する。具体的には、河川整備計画における目標流量は、大寺地点で $1,100\text{m}^3/\text{s}$ 、このうち既設ダムにより $100\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $1,000\text{m}^3/\text{s}$ とし、旧吉野川下流（河口より 14.6km 付近下流）及び今切川沿いの必要区間について、河川整備基本方針に沿い築堤等の対策を行うことで、主要な市街地の旧吉野川・今切川の求濫による浸水被害を軽減するとともに、旧吉野川上流区間の掘削を行い、川沿いの無堤地区*における旧吉野川の求濫による家屋浸水被害を概ね解消する。

表-3.4.2 河川整備において目標とする流量

河川名	地点名	目標流量	既設ダムによる洪水調節流量	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量)	備考
旧吉野川	大寺	$1,100\text{m}^3/\text{s}$	$100\text{m}^3/\text{s}$	$1,000\text{m}^3/\text{s}$	基準地点

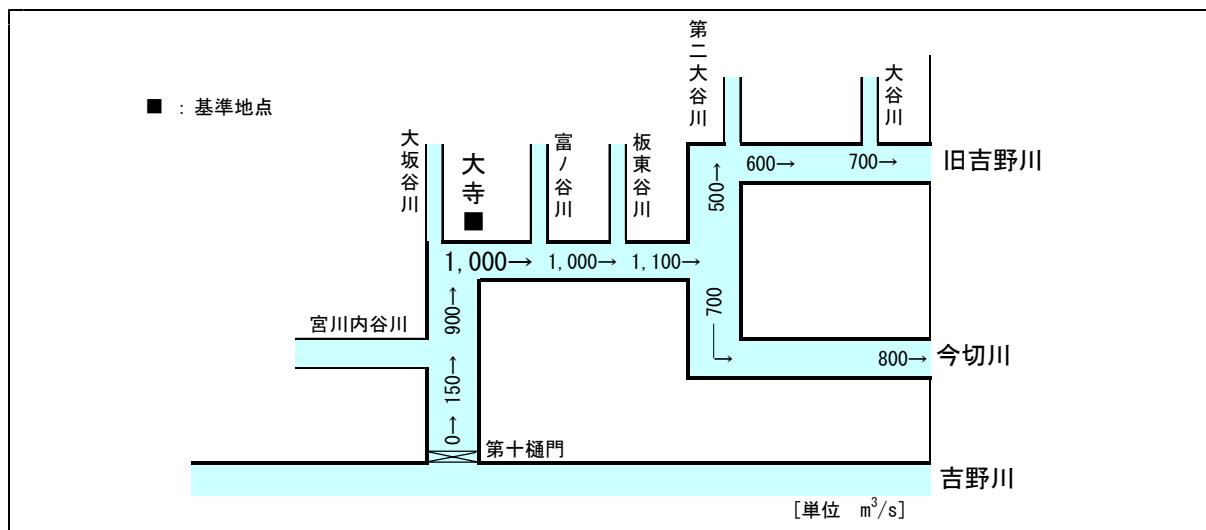


図-3.4.2 河道整備流量配分図

2) 堤防整備済区間における浸透への対応

堤防整備済区間において、河川水等の浸透*に対して著しく安全性が低い区間については、増水中の状況を注視するとともに、必要に応じ危険性の解消に向けた所要の堤防強化を実施することにより、堤防の決壊*など重大災害を未然に防ぐ。

* : 用語集参照

3) 大規模地震・津波等への対応

津波対策については、二つのレベルの津波を想定することとしており、一つは、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす津波で、「最大クラスの津波」と称している。もう一つは、河川管理施設等の整備を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、「計画津波*」と称している。

旧吉野川・今切川においては、計画津波に対して必要な堤防高を確保するとともに、当該地点において現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動(レベル2地震動)に対して堤防*や水門等の河川管理施設に必要な機能を確保し、海岸等における防御と一体となって浸水被害の軽減を図る。

なお、最大クラスの津波に対しては、施設対応を超過する事象として扱い、津波防災まちづくり等と一体となって減災を目指し、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する。

4) 気候変動への対応

施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とし、施設の運用、構造、整備手順等の工夫を図るとともに、想定し得る最大規模の外力までの様々な外力に対する災害リスク情報と危機感を地域社会と共有し、関係機関と連携して、円滑かつ迅速な避難の促進、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進を図る。これらハード対策とソフト対策*を一体的、計画的に推進することにより、想定される最大規模の洪水等が発生した場合においても、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努める。

3-5 河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標

3-5-1 河川水の適正な利用に関する目標

河川水の適正な利用については、今後も流水の正常な機能や水利用の現状を十分に考慮し、関係機関との調整を図りながら、その適正化や合理化に努めるとともに、渇水時の被害を最小限に抑えるための対応を行う。

3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、河川環境情報図等の基礎情報を活用しながら、治水・利水・河川利用との整合を図りつつ良好な自然環境の保全に努める。また、洪水による河道状況の変化や外来生物*の侵入等、さまざまな要因で変化していく自然環境について、モニタリング等により重要種の分布状況も含めて把握し評価する。また、必要に応じて自然再生事業やその後のモニタリング等にあたっては、関係機関、地域住民等と連携しながら行う。

* : 用語集参照

3. 河川整備計画の目標に関する事項

なお、河川工事等の際には、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を基本とする「多自然川づくり*」に努める。

(1) 吉野川

1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

吉野川中流域（池田ダム～第十堰湛水域上流端）では、アユ等に産卵場や生息場として利用されている瀬・淵*の良好な水域環境*の保全に努める。また、コアジサシ等に繁殖地として利用されている広いレキ河原*の保全・再生を図るとともに、生態系に配慮した樹木管理を行う。外来生物（植物）対策として、川が本来持っている洪水営力*を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図るものとし、河川巡視等により状況を監視し、必要に応じて専門家や関係機関、地域住民等と連携しながら、外来生物（植物）を除去する。水際の直立化については、なだらかな連続性のある水際環境の再生に必要な対策を実施するとともに、湿地性の貴重な植物が生育する箇所については、必要に応じて外来生物（植物）の除去など水際環境の保全に必要な対策を実施する。

吉野川の河口部には、潮位変化等により、水位、流水の流速、塩分濃度等が複雑に、また周期的に変化していると考えられるなど、河川及び海からの影響を受ける汽水域という特有の環境がある。とくに、河口干潟を含む汽水域については、そういった特有の場に生息・生育・繁殖する多様な生物が存在し、渡り鳥の重要な中継地ともなっていることから、今後においても、良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に向けて継続したモニタリングを行うと同時に、砂丘植物の保全を目指し、外来生物（植物）の除去の知見を得て、必要に応じて専門家や関係機関、地域住民等と連携しながら、外来生物（植物）を除去する。

また、堰*等の河川横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されており、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるようモニタリングを行い維持管理を行う。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じ河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避・低減・代償等（ミチゲーション*）を実施するとともに、「多自然川づくり」を基本とし、構造等に配慮しながら河川環境の保全に努める。

2) 河川景観

河川景観の維持・形成については、河口干潟、広いレキ河原や河岸の水害防備林*等が、固有の生態系や豊かに流れる水、季節の変化や流域*の歴史・文化等とともに、吉野川の優れた河川景観を形作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり*」を基本とし、周辺景観と調和す

* : 用語集参照

るよう努める。

3) 水質

良好な水質を維持することは、流域*に暮らす多くの人々の生活や河川に生息・生育・繁殖している生物にとって重要であることから、関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に向けた取組を推進する。

また、早明浦ダムから放流される濁水の長期化については、関係機関と連携し、改善に努める。

(2) 旧吉野川

1) 動植物の生息・生育・繁殖環境

旧吉野川・今切川の河川環境は、長年にわたる河口堰による湛水等によって形成、維持されていることから、治水・利水との整合を図りつつ、ワンド*やよどみのある多様な水域・水際環境*の保全・再生に努める。外来生物（植物）対策として、河川巡視等により発生状況を監視し、関係機関と情報共有を行うなど連携しながら、早期の除去を実施し、河川環境の保全に努める。

また、堰*等の河川横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されている。今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う。

なお、工事等を実施する際には、現況における動植物の生息・生育・繁殖環境の現状の把握に努め、必要に応じ河川環境への影響を評価したうえで、河川環境への影響を軽減するために必要な回避、低減、代償等（ミチゲーション*）を実施するとともに、「多自然川づくり」を基本とし、構造等に配慮しながら河川環境の保全に努める。

2) 河川景観

旧吉野川・今切川の河川景観は、第十樋門から今切川分派点に見られるオギ群落等の植生がもたらすことによる比較的自然度の高い景観から、旧吉野川、今切川両河口堰から河口の市街地における人工的な景観まで多様に変化している。そのため、そこに流れている豊かで緩やかな水の流れは、川岸と水面が一体となった自然度の高い景観や市街地空間の中にあっては安らぎを感じることのできる景観を作っていることを理解し、このような河川景観の特徴に配慮しながら、治水との整合を図りつつ、その保全に努める。

なお、河川工事等の際には、「多自然川づくり」を基本とし、周辺景観と調和するよう努める。

3) 水質

良好な水質を維持することは、流域に暮らす多くの人々の生活や河川に生息・生育

3. 河川整備計画の目標に関する事項

- ・繁殖している生物にとって重要であることから、関係機関との連携、調整及び地域住民との連携を図りながら、良好な水質の維持に向けた取組を推進する。

3-5-3 河川空間の利用に関する目標

人と川とのふれあいや環境学習の場等の確保については、河川環境との調和を図りつつ、多くの人々がより一層川に親しむことができるよう努める。

また、関係機関や地域住民等と連携して、人々が貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くとともに、人と自然の交流の促進に努める。